

令和7年9月吉日

お取引先様各位

大阪市北区豊崎1丁目11番25号
宮坂産業株式会社
TEL：06-6371-2787

社名変更に伴うお知らせ

平素は格別のご高配を賜り 厚く御礼申し上げます。

さて、この度 弊社は令和7年10月1日より下記の通り社名変更することとなりました。

今後も皆様に貢献できる創造産業企業を目指して努めてまいります所存です。

変わらぬご厚情を賜ります様 よろしくお願ひ申し上げます。

－ 記 －

●旧社名 宮坂産業株式会社

●新社名 ミヤサカ株式会社

※社名変更に伴う、法人格、所在地、事業内容、代表者の変更はございません。

【許認可について】

1. 社名変更による住所や電話番号の変更はございません
2. 【許認可にかかわる事項】 商号変更の手続き後、各自治体より新たな許可証が交付されますので順次送付させていただきます。

【弊社にお送りいただく各種書類について】

1. 令和7年10月1日以降の日付で、お取引先様より弊社宛に発行して頂く各種書類（見積書・請求書・注文書・領収証等）は、新社名宛にご送付くださいますようお願いいたします。

【口座名義について】

1. 社名変更による口座番号の変更はございません
2. 10月1日以降、各金融機関の口座名義は下記内容に変更されますのでご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。

【新口座名】 ミヤサカ株式会社

（※旧口座名：宮坂産業株式会社）

【契約書について】

1. 契約書については、新たにまき直しなどお手続きは不要です。
2. 貴社の規定等の理由で再契約または覚書締結をご希望される場合は、営業担当へご相談をお願いいたします。

【電子マニフェスト】

1. 電子マニフェストに関して、10月1日0時以降、ご登録頂く分より、自動的に新社名に変更となります。
2. 9月30日時点で予約登録頂いた電子マニフェストについては、旧社名で反映されますが、弊社から運搬終了報告をさせて頂く際に自動的に新社名に変更となります。
(社名変更による許可番号等の変更はございませんので、排出事業者様側で操作は不要です。)

【紙マニフェスト】

1. 紙マニフェストについては、随時変更をお願いします。旧社名に変更されていない紙マニフェストを使用される場合は、受渡時に社名に取り消し線(二重線)を引いて頂き、新社名を記入頂ければ幸いです。
※弊社より、返送させて頂く際に旧社名のマニフェストについては、弊社で修正して返送させて頂きます。

【ご相談窓口】

1. 本通知書について、ご質問等ございましたら弊社担当営業または【06-6371-2787】へご連絡頂きます様をお願いします。

以上